

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

| | | | |
|---------------------------|--------------------------|-----------------------|----|
| 告示 | た件 | 〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 | 三〇 |
| 〇大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 | 〇建設業法の規定により建設業の許可を取り消した件 | | 三〇 |
| 〇土地改良区の定款の変更を認可し | | | 三〇 |

告 示

福島県告示第三百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年四月二十四日から同年五月二十四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランドいわき平野 いわき市平上荒川字堀ノ内十三一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 - 1 開発行為に該当することに伴い、駐車需要の充足等交通に係る事項について、道路管理者と必要な協議を行うこと。
 - 2 出入口①及び出口②は、車両通行量が多い市道十五丁目・若葉台線に接しており、また、店舗南側のT字路交差点にも近接していることから、車両誘導員を配置するなど、歩行者の安全や車両の交通安全の確保に努めること。
 - 3 店舗周辺に民家が近接することから、荷さばき作業は極力大きな音を発生しないよう実施し、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮すること。また、荷さばき作業

- 4 以外についても、常に騒音の低減に努めること。
 - 5 駐車場での通行車両音による騒音発生に留意し、騒音防止のための対策を講じること。
 - 6 店舗や駐車場からの照明及び自動車のライトが、周辺地域の生活環境に影響することがないよう留意すること。
 - 7 周辺住民等から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の要請・指導に対し、誠意を持って対処すること。
- (商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、須賀川市土地改良区から平成十九年三月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年四月十八日認可した。

平成十九年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成十九年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称
いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
いわき都市計画下水道事業(いわき市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日
昭和三十三年五月二十日
- 四 事業施行期間
昭和三十三年五月二十日から平成二十五年三月三十一日まで
- 五 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(都市領域下水道グループ)

公 告

公告第二百二十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので
次のとおり公告する。
平成十九年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 処分をした年月日 平成十九年四月十二日
二 被処分者

1 商号又は名称 ツヂメインテナンスエンジニアリング株式会社

2 主たる営業所の所在地 郡山市田村町金屋字上川原二四七

3 代表者の氏名 辻 政雄

4 許可番号 福島県知事許可（般一八）第一八六八三号

三 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

ツヂメインテナンスエンジニアリング株式会社の代表取締役は、平成十六年八月二十日に行われた、福島県発注の流域下水道整備工事に関する指名競争入札において、他者と共謀し談合を行った。このことにより、同代表取締役は競売入札妨害罪により懲役一年六ヶ月（執行猶予四年）の判決を受け、その刑が確定した。
このことは、建設業法第二十九条第一項第二号に該当する。

（土木総務領域総務予算グループ）